

久留米市立地適正化計画に基づく事前届出制度について

- 久留米市は、平成29年3月31日に、都市再生特別措置法に基づく『久留米市立地適正化計画』を公表いたしました（※平成30年3月30日に田丸・城島地域も都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の対象区域になりました）
- この計画は、将来の人口減少、超高齢社会の到来を踏まえ、都市機能・居住誘導区域を設定し、医療・商業・金融施設などの日常生活サービス機能を楽しむ拠点を形成することで、コンパクトな都市づくりを進めるものです
- 『久留米市立地適正化計画』の公表に伴い、誘導区域外で行う①住宅の建築等（一定規模以上）、②誘導施設（計画に位置付けられた施設）の建築等については、都市再生特別措置法に基づく届出が必要となります
- 法改正（平成30年7月15日施行）により、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止する場合は、都市再生特別措置法に基づく届出が必要となります

1 届出が必要な行為（区域については裏面参照）

	①住宅の建築等	②誘導施設の建築等	③誘導施設の休廃止
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うおとす場合 	
建築行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、又は、建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 	
休廃止			

①住宅の建築等

< 届出が必要な例 >

（開発）



3戸の開発行為



1,300㎡で1戸の開発行為

（建築）



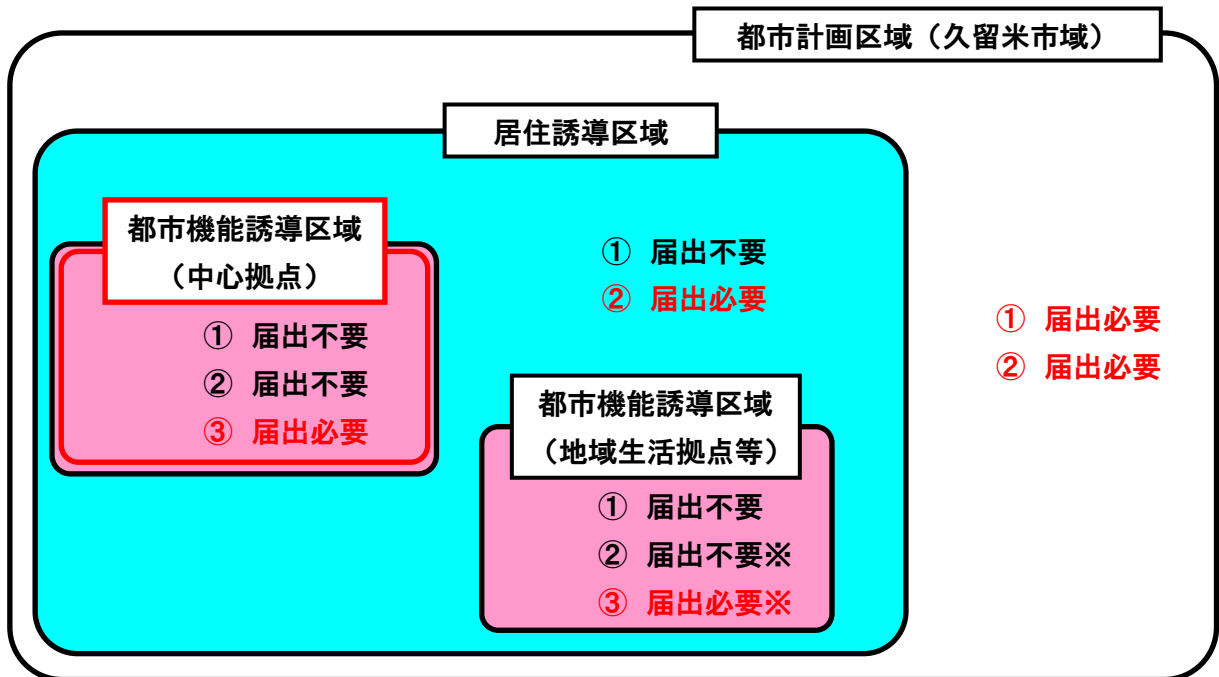
3戸の建築行為

②誘導施設の建築等（計画に位置付けられた医療・商業・金融施設）

③誘導施設の休廃止（計画に位置付けられた医療・商業・金融施設）

2 届出が必要な区域のイメージ

届出が必要な区域のイメージは、下記図のようになります。



①住宅の建築等 ②誘導施設の建築等 ③誘導施設の休廃止

※都市機能誘導区域であっても地域生活拠点等の場合は、誘導施設の建築等において届出が必要となることがあります。また、誘導施設の休廃止において、届出が不要となることがあります。

3 届出手続き

届出書類 (1部)	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出書（様式があります） ● 図面 ● 位置図
届出期限	行為に着手する30日前まで
届出先	都市計画課（市役所12F）

※届出に係る詳細な手続き（対象施設・区域・様式など）については、**『久留米市立地適正化計画<誘導区域に係る届出ガイドライン>』**（都市計画課窓口に設置・市のホームページに掲載）をご覧ください

【問合せ先】

久留米市都市建設部都市計画課 〒830-8520 久留米市城南町 15-3
 TEL 0942-30-9083 FAX 0942-30-9714